

障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ & A VOL. 1  
(令和8年2月10日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等情報公表制度に関する事項 .....	1
(1) 制度趣旨 .....	1
(2) 必須項目 .....	1
(3) 未報告減算 .....	1
(4) 就労選択支援の報告 .....	2
2. 経営情報の見える化に関する事項 .....	2
(1) 制度趣旨 .....	2
(2) 対象事業所 .....	3
(3) 報告内容 .....	3
(4) 報告期限 .....	3
(5) 集計・分析方法 .....	4
(6) 公表方法 .....	4
(7) 会計区分 .....	4
(8) 公立事業所 .....	5
(9) 問合せ先 .....	5
3. システムに関する事項 .....	6
(1) リマインド機能 .....	6
(2) システム操作 .....	6

## 1. 障害福祉サービス等情報公表制度に関する事項

### (1) 制度趣旨

問 1－1－1 なぜ障害福祉サービス等情報公表システム上で各種情報を公表するのか。その意義はどのようなものか。

(答)

障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。

また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が求められている。

このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、事業者が自らの情報を都道府県等へ報告し、都道府県等が事業者から報告を受けた当該情報を公表するものである。

### (2) 必須項目

問 1－2－1 情報公表制度における報告事項については、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（障障発 0901 第1号、令和7年9月1日最終改正）別添1及び別添2に記載されているが、WAM NETのシステム上「必須」となっていない項目（例えば、財務状況）は入力しなくても申請ができてしまう。同通知の別添1及び別添2の内容は全て必須項目ではないのか。

(答)

省令上、財務状況については報告が義務づけられているが、法人等によつては、作成しない財務諸表もあるため、システムの仕様上、必ずしも必須項目となっていない場合があるが、必要な財務諸表は報告する必要がある。

### (3) 未報告減算

問 1－3－1 情報公表における各種項目が未報告であった場合、減算はいつから適用されるのか。具体的には、経営情報について、令和7年度の報告分が、令和8年3月末までに報告されなかった事業所は、令和8年4月から減算の対象となるのか。加えて、令和8年度以降、経営情報に係る内容の更新が行われなかった場合、令和7年度分が公表されていれば、減算の対象とならないか。それとも報告期限が毎回会計年度終了後

3月以内となっていることから、報告期限月の翌月から減算対象となるのか。

(答)

令和7年度に報告を求めている経営情報（令和6年度決算情報）について、令和8年3月末までに報告がなされなかつた場合は、都道府県等が報告するよう指導してもなお報告を行わない場合、未報告の時点（令和8年4月1日）に遡って減算の対象となる。

また、令和8年度以降の経営情報の報告については、毎年度必要なものであるため、未報告の場合は報告期限翌月から減算の対象となる。

#### （4）就労選択支援の報告

問1－4－1 既に就労選択支援事業所でサービス提供を開始しているが、都道府県知事等への報告はいつから行えばよいのか。

(答)

障害福祉サービス等情報公表制度については、通常、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときに当該事業所の基本情報を障害福祉サービス等情報公表システムを用いて管轄の都道府県知事等へ報告するものであり、就労選択支援事業所についても情報公表対象サービス等の対象に含まれるものである。しかしながら、令和8年2月10日現在、就労選択支援事業所に係る報告及び公表を行うために情報公表システムを改修しているところであることから、同日時点で障害福祉サービス等情報公表システムへ入力は不要である。なお、具体的な報告開始時期等については、追って事務連絡等での周知を予定しているが、障害福祉サービス等情報公表システムにおける報告及び公表の機能が整備されるまでの間は、情報公表未報告減算を適用しない取扱いとする。

### **2. 経営情報の見える化に関する事項**

#### （1）制度趣旨

問2－1－1 経営情報の見える化について、従業者の平均賃金等の給与等を含めた経営状況を報告することや、それを公表する意義はどのようなものか。

(答)

経営情報のデータベースについては、障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握するため

に令和6年度に整備、令和7年8月より運用を開始したものである。

## (2) 対象事業所

問2－2－1 令和7年4月から新しく指定を受けた事業所等は、昨年度の経営情報がないため報告しなくてもよいか。

(答)

令和7年度（令和7年8月末～令和8年3月末）に入力する情報は、令和6年度決算情報（※）であるため、令和7年3月に指定された事業所のように令和6年度決算情報がない事業所は報告の対象外である。

（※）会計年度の始期が「令和6年1月～12月」である障害福祉サービス等事業所の決算情報。

## (3) 報告内容

問2－3－1 これまで法人の損益表や事業所の職員数、取得している加算等を毎年WAM NETに登録していたが、令和7年度より、給与の登録が義務化されたということか。

(答)

事業所の費用として計上している職員全体の給与（人件費）については、報告が必須だが、職種別の給与を報告する項目については、任意項目である。

問2－3－2 多機能型事業所や介護保険サービスと一体的に居宅介護を運営している事業所において、従業員が兼務している場合の従業員給与の記載はどのようにすればよいのか。

(答)

経営情報の報告はサービス単位で行う必要があるが、職員数・職員給与をサービス別に換算・按分する必要はないため、回答する会計単位に所属する職員の人数と給与額を報告されたい。なお、同一のサービス内において、職種間で兼務する者については、職種間の換算・按分は行わず、その職員の主たる職種に入力されたい。

## (4) 報告期限

問2－4－1 每年いつまでに「経営情報」を更新する必要があるか。

(答)

毎会計年度終了後3ヶ月以内に「経営情報」を更新する必要がある。

問2－4－2 令和7年度中（令和8年3月31日まで）に報告が求められている経営情報は、令和8年4月時点における令和7年度の決算情報

か。

(答)

令和7年度に報告する経営情報の内容と時期は、「令和6年度決算情報(※)」を「令和8年3月末」までとなっている。

(※) 会計年度の始期が「令和6年1月～12月」である障害福祉サービス等事業所の決算情報。

## (5) 集計・分析方法

問2－5－1 経営情報の公表に当たってはどのような集計・分析が行われるのか。

(答)

報告されたデータの集計、分析方法については、令和8年2月10日時点での検討中である。

## (6) 公表方法

問2－6－1 職員の給与総額を入力する項目について、配置が1人しかいない職種は、個人の給与額が特定されてしまうのではないか。こうした場合でも入力する必要があるのか。

(答)

経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはない。

## (7) 会計区分

問2－7－1 「居宅介護」と「移動支援」を行っている事業所は、単独会計と一体会計のどちらを選択すればよいか。

(答)

経営情報に係る報告については、当該サービスがどのような会計の区分に属しているかにより、回答の対象範囲が異なるため、当該サービス単体の区分で会計処理を行っている（当該サービス区分の決算書類を作成している）場合は「単独会計」を、当該サービスを提供する事業所において会計処理を行っている場合や、複数の障害福祉サービス等（障害福祉サービス等事業所以外の事業（介護保険事業等）を行っている場合も含む）を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分の決算書類を作成している）場合は「一体会計（事業所単位）」を、複数の障害福祉サービス等事業及び障害福祉サービス等事業以外の事業（介護保険事業等）を含め、法人全体で一つの

会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分やサービス区分の決算書類は作成していない）場合は「一体会計（法人単位）」を選択することになる。

### （8）公立事業所

問2－8－1 市区町村等の地方公共団体が運営している事業所である場合、民間の事業所と性質が異なるが、経営状況の報告は必要か。

(答)

経営情報の報告について、公立・民間を問わず報告が必要である。

問2－8－2 経営情報の見える化の報告期限は、毎会計年度終了後の3か月以内とされているが、地方公共団体（市町村等）が運営する事業所は、会計年度が3月に終了し、9月の通常議会における議決後でないと確定した情報が公表できない状況である。この場合、3か月以内の報告は難しいが、議会議決後（9月議会後）に報告することとしてよいか。

(答)

会計年度終了後、3か月以内にその時点で入力できる限りの内容を入力し、議会議決後に確定した内容へ差し替えて報告されたい。なお、3か月以内にその時点で入力できる限りの内容を報告する際には、その旨を実施主体（都道府県、指定都市、中核市）へ補足するなど、適宜連携しておくことが望ましい。

問2－8－3 公立と私立での報告の違いについて、1つの事業所内で経費により管理元が違う場合どのように入力すればよいのか。例えば、市で経営管理している費用（人件費、水度光熱費、その他施設管理費など）と、事業所で管理している費用（消耗品費など）がある場合、事業所の運営費の中に市として行っている業務でかかる費用も含んでおり、入力単位を分けることが難しく、また、市で管理している費用については事業所単位での入力が難しい。

(答)

公立か私立かによる報告の違いはないが、1つの事業所内において、公私 の費用の切り分けが難しい場合であっても、可能な範囲で、適切な按分を行い収支を回答されたい。

### （9）問合せ先

問2－9－1 現在、WAM NET に公表情報（基本情報・運営情報）を登録しているが、経営情報の報告に当たり、どういった手続きが必要なのか。また、報告内容等に関しての問合せ先はないのか。

(答)

報告に係る詳細については、報告先の自治体または情報公表制度に関するヘルプデスクへ相談されたい。

※ 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク

<電話番号>

0570-666-081 ※受付時間：平日 9:00～17:00

<都道府県等向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/ssinq.nsf/fInquiry?Open>

<障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/fInquiry?Open>

### **3. システムに関する事項**

#### **(1) リマインド機能**

問3－1－1 例年5月初旬に、公表情報の登録（更新）をするようシステムから事業所にメールをしていただいているが、経営情報の見える化についても、未申請の事業所に督促メールを自動発出（もしくは任意の事業所を自治体側で選択して督促メールを発出できるように）することはできないか。

(答)

現時点ではシステム上、自治体から事業所へリマインドを送付する機能は備わっていないため、期限までの報告を忘れずにお願いしたい。

#### **(2) システム操作**

問3－2－1 都道府県等宛てに申請をしたが、処理状況が未承認のまま承認されないが、どうしたらよいか。

(答)

個別の自治体・事業所等により状況が異なるため、報告先の自治体へ確認されたい。

問3－2－2 誤って一括申請ボタンを押下してしまったが、入力し直すことはできないか。

(答)

処理状況が未承認であれば、自治体側で差し戻すことが可能であるため、報告先の自治体へ確認されたい。

問3－2－3 矢印のある赤いマークは、どのような意味を持つのか。

(答)

過去に報告先の都道府県にて承認されたことのある情報が更新された場合に表示される。

問3－2－4 経営情報が入力できず、Excel ファイルのアップロードもできない場合、どうしたらよいか。

(答)

処理状況が未承認となっている場合、システム画面での入力・Excel テンプレートのアップロードができないため、報告先の自治体へ差戻しを依頼されたい。

問3－2－5 「事業所又は施設の収益及び費用の内容」について、計上する金額がない科目は空欄でよいか。

(答)

任意項目については、空欄でよいが、必須項目（アイコンがある項目）については、「0」を入力して申請する必要がある。